

「平成27年度子ども・子育て支援新制度移行について」

平素は認定こども園横山きのみ保育園の保育・教育にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

すでにニュースや新聞などで報道のとおり、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

本園、認定こども園横山きのみ保育園は、平成27年度から新制度における幼保連携型認定こども園として、保護者の就労の有無等に関係なく、0歳～5歳までの乳幼児に一貫した教育・保育を提供できる特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園)に移行します。

新制度移行に伴い、下記の内容に変更されますことをお知らせ申し上げます。

※ なお、教育内容・保育内容につきましては、従来の認定こども園横山きのみ保育園の内容を継続し、さらに充実させて参りますのでご安心ください。

●「子ども・子育て支援新制度について」

＜子育ての背景にある課題＞

- ① 親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれてきました。
- ② 核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。
- ③ 都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在します。一方、子どもの減少で、近くに保育の場がなくなった地域もあります。

＜認定こども園の特徴＞

- ① 幼稚園と保育園、両方の良いところを合わせ持った施設です。
- ② 質の高い教育・保育を提供します。
- ③ 保護者の就労に関係なく利用できるため、保護者がお仕事を離れるなど、就労状況が変わった場合も通い慣れた園を継続して利用できます。
- ④ 認定こども園では子育て支援活動が充実しており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や園庭開放・親子の交流の場などに参加できます。

このように、全ての子どもが、「質の高い教育・保育」を受けられるようにするため、幼稚園と保育園の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及が図られています。

新制度に移行するにあたり、質の高い教育・保育を提供することがより一層可能になる見込みから、当園ではいち早く新制度の認定こども園への移行を行います。

(ただし、各市町村の各保護者負担額(保育料)が確定していないため、税額によっては多少の負担額の変更が予想されます。)

●新制度において変更される内容

- ① 認定こども園横山きのみ保育園は、現行制度の保育園型認定こども園ですが、平成27年度より新制度の幼保連携型認定こども園になります。(在園児の方も移行の対象となります。)
- ② 新制度への移行により、1号認定(幼稚園)の保育料は、現行の保育園のように各家庭の収入(市町村民税)に応じて金額が変わります。また、2・3号認定(保育園)については、就労形態によっても保育時間の長短があり、それによっても金額が変わります。(それぞれのお子様によって1号～3号の認定を受けます。)

1号認定:教育標準時間のみの保育・教育 ※従来の幼稚園

2号認定:就労(就労時間目安 月48時間以上)などの理由で、現行の保育園のように利用の認定をお住まいの市町村から受けて、1号認定の子どもよりも長い時間(8時間または11時間)の保育を受ける子ども(3～5歳) ※従来の保育園

3号認定:0～2歳児で、現行の保育園のように利用の認定をお住まいの市町村から受けて保育を受ける子ども。 ※従来の保育園

※1号認定(幼稚園)については、園を通じて利用のための認定申請を各市町村に行い、園を通じて各市町村から認定証(1号認定)が交付されます。

※在園児でお仕事などの都合により、1号認定から2号認定に変更される方の認定申請の手続きについては、各市町村の決定を待って随時お知らせします。

- ③ 新制度では利用者負担額(保育料)に、現在お住まいの市町村から交付されている就園奨励費補助金(3～5歳)が加味されているため、同補助金の支給はありません。⇒つまり、今まで1年間の補助金を12月頃にまとめて受けとっていたものが、毎月の利用者負担額(保育料)から軽減されるイメージです。(実際には、その分を差し引いた額が毎月の負担額となるイメージです。)

- ④ ②、③のことから、年間を通じた保育料を考えたとき、一部、保育料の負担が今よりも低くなる方もおられれば、高くなる方もおられることも考えられます。

☆毎月徴収される金額

新制度では認定こども園の利用者負担額は、各市町村で決定する利用者負担額を保育料とすることが制度上原則となりますが、認定こども園横山きのみ保育園では、保護者の経済的負担を考慮し、表2の保育料を園独自で設定することにより、保護者のみなさまの保育料を軽減します。

＜1号認定を受ける子ども＞ 保育時間:従来どおり(9:00～14:30)

表1. 国基準の利用者負担額(案)

階 層 区 分	保育料(利用者負担額)
① 生活保護世帯	0円
② 市民税非課税世帯(市民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③ 市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円

④ 市民税所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円
⑤ 市民税所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円



表 2. 認定こども園横山きのみ保育園の利用者負担額

※下記の利用者負担額は、横山きのみ保育園独自設定金額です。

階 層 区 分	保育料 (利用者負担額)
①生活保護世帯	0 円
②市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	7,300 円
③市民税所得割課税額 77,100 円以下	13,900 円
④市民税所得割課税額 211,200 円以下	17,900 円
⑤市民税所得割課税額 211,201 円以上	23,100 円

※新制度における保育料は、上表のとおり、所得に応じた応能負担となります。

※1号認定については、幼稚園年少から小学校3年(3～8歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上表の半額、3人目以降については0円となります。

※新制度では、保護者の納付する保育料額(利用者負担額)は、最終的に来年春までに、お住まいの各市町村が決定する利用者負担額となりますが、横山きのみ保育園では上表の額とし、各市町村の決定額とを比較して、いずれか低い方の額とします。

例①: 第3階層(13,900円)を例にとると、お住まいの市町村における利用者負担額が、これを上回り、仮に15,000円となった場合でも、横山きのみ保育園の保育料は、13,900円となります。

例②: ①と反対の場合、第4階層(17,900円)を例にとると、お住まいの市町村における利用者負担額が仮に16,000円となった場合、横山きのみ保育園の保育料は低い方の16,000円となります。

※階層区分は各市町村により異なりますが、いずれにしても上表の額と比較して、低い方の額を横山きのみ保育園の保育料とします。

私立幼稚園の就園奨励費補助金相当額は、既に上記保育料に加味されておりますので、同補助金の支給はございません。

また現在、在園児に対して行っている兄弟姉妹の保育料減免については、制度上において兄弟姉妹の減免(2人目1/2、3人目全額)がありますので、平成27年度からは廃止となります。

表3.1号認定の表2以外の徴収額(月額)

給食費(月～金)8月を除く11ヶ月徴収	2,000円
行事補助費(行事施設利用料・体操指導・ECC英会話指導等)	700円
ふとんリース代(満3歳児利用者のみ)	1,100円

※延長保育(利用者のみ)別料金

【参考】

≪2号認定を受ける子ども≫ 2号認定のお申し込みについては、お住まいの各市町村で募集時期及び利用者負担額(保育料)が異なりますので、お住まいの各市町村または、園までお問い合わせください。

保育時間:園が定めた時間:(7:30～19:30の8時間または11時間)

表4.2号認定の徴収額(月額) ※下記の金額は、変更する場合があります。

保育料	各保護者様の市民税に応じた金額 居住されている市により決定されます。
主食代	1,300円
行事補助費(行事施設利用料・体操指導・ECC英会話指導等)	700円
ふとんリース代(未満児・3歳児)	1,100円
バス代(利用者のみ)	2,800円

「子ども子育て支援新制度」は、子どもにとっても、保護者の方にとっても、幼稚園にとっても、大きな変革です。

社会の大きな流れや、子どもを取り巻く環境の変化・子育ての環境の変化(少子高齢化や共働き家庭の増加など)を考えると、ただ単に今までどおりの方がわかりやすいからという理由だけで判断してよいというものでもなく、新制度の内容を深く見極めた結果、平成27年度より移行することといたしました。

今回のお手紙で、できるだけわかり易くご説明できるようにと、考えながら作成しましたが、初めて聞く言葉も多くありますし、“よくわからない”部分がたくさんあるかと思えます。それに加えて、まだ国でも和泉市でも明確に決まっていないこともあります。

この新制度の内容について見識を深めながら、少しずつ保護者の皆様に、わかりやすく制度の内容をお伝えできるようにしていきたいと考えています。

≪参考≫子ども子育て新制度について

●内閣府のホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

●和泉市のホームページ

<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kodomobu/kodomomirai/gyoumu/1403051732960.html>